

令和7年度対話の広場(県央会場)
「食」と「農」でつなぐ地域の未来」
いただいたご意見等への対応状況等

【対応区分】

- A: “対話の広場”をきっかけに、新規の計画・事業を検討する(対応する方向である)
 B: “対話の広場”をきっかけに、既存の計画・事業の見直し等を行う(対応する方向である)
 C: “対話の広場”開催時点にて、既に実施している(既に対応している)
 D: 特に対応を予定していない。

関係所属名	参加者からの主な意見等	対応区分	対応状況(R8.3.23時点)
環境農政局 (農業振興課)	農業をやりたいと思い、横浜が中心だが、市役所や区役所、平塚土木にも行ったが、農地がない。農地の貸し借りの制度を設けてと言われたが、借りる方に需要が満たされない。横浜は確かに密集しているので、難しいのは判るが、平塚のほうも同じような状況で、せつかく農業に関心があつてやりたいと思つても、就農ができない。これに何か打開策というか、「こういう事だったらできますよ。」または、「こういう風にしていったら、将来できるようにしてあげますよ。」とか、そういう何がかないのかなという気持ちである。	C	かながわ農業アカデミーにおいて、新規就農を希望する者に対して、就農相談窓口を開設しています。就農に係る初歩的な相談、研修照会、就農計画の作成支援、農地情報の提供など、就農に向けたサポートを行っています。
環境農政局 (農業振興課)	日頃から稲作をしているところをよく見るが、その際に、稲が収穫時期を逃しているところや、雨風の管理が行き届いてなく、稲が倒伏してしまっている、半ば少し放置状態のような農地がある。惰性で農業に従事しなければならぬ状態になっている世帯があるのかなというふうに、少し疑問を持ったが、いかがか。	C	労働力の不足等により、自ら水稻の作業ができない農業者に対して、農作業の一部または全てを受託する農作業受託組織や農業支援サービスの活用を促進してまいります。
環境農政局 (農業振興課)	農地が欲しい人と、農地を手放すのはちょっと精神的にきついけど貸すのはいいよという状況は、農業委員会などが状況をよくわかっていると思う。そうしたことをうまくつないで、情報のキャッチがうまくできれば、やりたいという人も入っていくのではないか。農地は借りられない、作れないなどの制限があるので、そういうところは行政が、うまく解消する部分も必要だと思う。	C	高齢などで農業の規模を縮小される方から神奈川県農業会議(農地中間管理機構)が農地を借り受け、農業経営の規模拡大や新たに農業に参入される方に貸し出す農地中間管理事業があります。農地の「借りたい」「貸したい」をサポートしています。
環境農政局 (農政課) 健康医療局 (生活衛生課)	農業の6次化を進めており、特区のような特別扱いをしていただきたいと思っている。 どうしても廃棄してしまう野菜が出てきてしまうため、6次化を考えて、加工業をやっているが、その加工業を取るのものすごく大変な、食品衛生法というのがある。 余った野菜をちょっと加工して食品にして、収益を上げたいなと思ったときにその法律の壁がものすごく大きく感じる。 また、卵を産まなくなってしまった鶏を愛玩動物として販売したいが、動物愛護法に引っかかってしまう。こういったものを何かお金に変えるモデルケースがつかれないかお伺いしたい。	D	6次産業化を支援する取組みとして、県ではサポートセンターを開設し、相談等に応じています。小規模加工の場合、例えば、自社企画のものを他社に製造してもらつてOEMなどを御案内するなど、状況に応じた相談が可能ですので、御活用ください。 (URL: https://www.pref.kanagawa.jp/documents/118709/shoukai.pdf) なお、食品衛生法では、公衆衛生に与える影響が著しい営業について、飲食に起因する危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図るために最低限必要とされる施設基準等が定められています。これらの営業は許可を取得した上で行っていただく必要がありますが、食品の加工方法等によっては届出で行えることもあるため、保健福祉事務所等に個別にご相談ください。 また、動物愛護管理法では、愛護動物の適切な管理の観点から、愛護動物を業として販売する場合には動物愛護管理法で定める業態を取得し、飼養施設の構造、動物の飼養及び保管方法の基準を遵守いただく必要があります。

【対応区分】

- A: “対話の広場”をきっかけに、新規の計画・事業を検討する(対応する方向である)
- B: “対話の広場”をきっかけに、既存の計画・事業の見直し等を行う(対応する方向である)
- C: “対話の広場”開催時点にて、既に実施している(既に対応している)
- D: 特に対応を予定していない。

関係所属名	参加者からの主な意見等	対応区分	対応状況(R8.3.23時点)
環境農政局 (農政課／農業振興課／畜産課)	気候変動に対して県としてどのようにして生産者を支えたり、守ったりされているのか伺いたい。	C	<p>(農政課、農業振興課) 県では、気候変動対策に取り組んでおり、3月から4月の気温上昇期でも高品質な切り花が収穫できるスイートピー「春かなピンク」などを育成しています。また、近年、夏の猛暑により、水稻の品質や収量の低下が問題となっていることから、暑さに強く収量が多い新たな水稻奨励品種の「にじのきらめき」を奨励品種に採用したり、遮熱被覆資材等を用いた野菜苗の生産技術の開発を行っており、今後も引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>(畜産課) 生産者が扇風機やミスト等を配置する際に、サーモグラフィー等を活用し、熱の滞留や風抜けを見える化し、適切な効果を発揮できるよう指導しているほか、国の補助事業の活用も促しています。</p>